

令和7年度

自動車検査員研修資料



国土交通省

中国運輸局島根運輸支局

【目 次】

1. 指定工場の点検・整備・検査に係る法令根拠と 指定整備記録簿の関係	1
2. OBD点検、ODB検査、OBD確認について	4
3. 電子車検証の取扱いについて	5
4. 電子保安基準適合証 の注意点について	6
5. 最終の検査申請日 の取扱いについて	7

1. 指定工場の点検・整備・検査に係る法的根拠と指定整備記録簿の関係

(保安基準適合証等)

車両法第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準(指定規則第6条)により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。（以下略）

4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令(指定規則第8条第1項)で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令(指定規則第8条第2項)で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令(指定規則第8条第3項)で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

(点検の基準)

指定規則第6条 法第94条の5第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(3)略

(4) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第6に定めるすべての点検



□ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第5に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

別表第5に定める点検 記載例
シビアコンディションによる点検

特殊な構造装置の点検 記載例
メーカーが指定している点検

別表第5(第6条関係)

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

点 検 箇 所		点検内容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
制動装置	倍力装置	機能
走行装置	リム又はディスク・ホイール	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショックアブソーバー	緩衝能力
動力伝達装置	クラッチ、トランスミッション又はトランスファ	断続機構、変速機構又は動力配分機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブシャフト	回転時の状態
原 動 機		運転状態

(検査等の基準)

指定規則第8条 法第94条の5第4項前段の国土交通省令で定める基準(法第94条の5の2第3項において準用する場合を含む。)は、別表第2に定めるものとする。

別表第2 (検査の基準) (第8条関係)

検査の実施の方法	
1 構造に関する検査	イ 次に掲げる事項が当該自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 長さ、幅及び高さ (2) 車両重量及び車両総重量 ロ 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 最低地上高(2) 最大安定傾斜角度(3) 最小回転半径
2 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)及び(6)から(8)及び(9)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(1) かじり車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト
(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト
(3) 自動車が発する騒音の大きさ	音量計
(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
(6) 自動車から排出される排出物の黒煙の汚染度	黒煙測定器
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
(8) 自動車から排出される排出物の汚染度	前照灯試験機
(9) 警告器の音の大きさ	音量計
(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール

2 法第94条の5第4項後段の国土交通省令で定める技術上の基準は、第6条の点検に別表第2の1の項及び2の項に定める方法に準じて行う点検を加えたものとする。

3 自動車検査員が、前項の基準により法第94条の5第1項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認められた部分は、その後実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかつた場合に限り、同条第4項後段の規定により検査において保安基準に適合するものとみなす。

3 装置に関する検査(その2)
次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。
(1) 動力伝達装置 (2) 走行装置 (3) 操縦装置 (4) 制動装置 (5) 緩衝装置 (6) 燃料装置 (7) 車枠及び車体 (8) 連結装置 (9) 物品積載装置 (10) 内圧容器及びその附属装置

4 装置に関する検査(その3)
次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。
(1) 原動機 (2) 電気装置 (3) 乗車装置 (4) 前面ガラスその他の窓ガラス (5) 騒音防止装置 (6) ばい煙等の発散防止装置 (7) 灯火装置及び反射器 (8) 警報装置 (9) 指示装置 (10) 視野を確保する装置 (11) 走行距離計その他の計器 (12) 防火装置 (13) 運行記録計 (14) 速度表示装置 (15) 自動運行装置

■検査機器等による検査									
制動力		前照灯		警音器		速度計の誤差		騒音	
前軸	右	軸重	左右差	右	左	取付高さ	cm	cd	デシベル
前軸	左	N	N/kg	N	N	cm	cm	+	騒音
後軸	右	軸重	左右差	右	左	cm	cm	km/h	デシベル
後軸	左	N	N/kg	N	N	cm	cm	+	騒音
後軸	右	軸重	左右差	下・上	下・上	光	cm	OBD検査結果	C O
後軸	左	N	N/kg	左・右	左・右	光	cm	良・否	%
後軸	右	軸重	左右差	左・右	左・右	光	cm	タイヤの歪れ	H C
後軸	左	N	N/kg	左・右	左・右	光	cm	良・否	4~2~特殊
計		車両重量	N/kg	主×100	主×100	光	cm	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質
手動		N	N/kg	副×100	副×100	光	cm	イン・アウト	視認・テスト
走行テスト等の方法と結果		N	N/kg	度	度	度	度	mm	%

■目視等による検査	
構造	① 最低地上高 ② 最大安定傾斜角度 ③ 最小回転半径
装置	① 原動機及び動力伝達装置 ② 走行装置 ③ 操縦装置 ④ 制動装置 ⑤ 緩衝装置 ⑥ 燃料装置及び電気装置 ⑦ 車枠及び車体 ⑧ 連結装置 ⑨ 乗車装置及び物品積載装置 ⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス ⑪ 騒音防止装置 ⑫ ばい煙等の発散防止装置 ⑬ 灯火装置及び反射器 ⑭ 警報装置 ⑮ 指示装置 ⑯ 視野を確保する装置 ⑰ 走行距離計その他の計器 ⑱ 防火装置 ⑲ 内圧容器及びその附属装置 ⑳ その他

■自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合									
自動車の種類		用途		車体の形状		車名		型式	
普通・小型・軽	大特	自家用・業務用		長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg			cm	cm	cm	cc	ガソリン・軽油 LPG・その他	

■依頼者の氏名等

受付年月日 年 月 日

依頼者の氏名又は名称及び住所

(備考) 整備実施者

受入実施者

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月又は初度検査年月

検査の年月日

自動車検査員の氏名

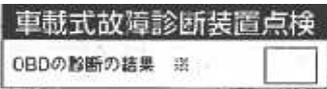
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号

保安基準適合標章交付

有・無

固定保安基準適合証の番号

2. 「OBD 点検」「OBD 検査」「OBD 確認」について

	OBD 点検	OBD 検査	OBD 確認(任意)
開始時期	令和 3 年 10 月 1 日	令和 6 年 10 月 1 日 (輸入車は令和 7 年 10 月 1 日)	令和 6 年 10 月 1 日 (輸入車は令和 7 年 10 月 1 日)
実施時期	1 年毎の点検時※3	完成検査時	実施義務なし
対象車両	OBD を備える自動車 (大特、被けん引車、二輪を除く)	令和 3 年 10 月 1 日 (輸入車:令和 4 年 10 月 1 日) 以降の新型車 (大特、被けん引車、二輪を除く)	<p>OBD検査が必要な自動車に対し、次の目的で実施</p> <p>✓ 完成検査時以外での適否の確認</p>  <p>✓ 持込検査での省略</p> 
対象装置	<p>下記の識別表示(警告灯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機、制動装置、ABS、エアバッグ  <ul style="list-style-type: none"> ・衝突被害軽減制動制御装置※4 ・自動命令型操舵機能※4 ・自動運行装置※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転支援装置 (ABS、ESC、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報装置) ・自動運行装置 ・排ガス関係装置 	
実施作業 又は 対象作業	整備用スキャンツールを用いて点検又は識別表示(警告灯)を用いて目視による点検※5 (メーカーの指示がある場合はその方法)	検査用スキャンツールを用いて検査 (認定機器は(一社)日本自動車機械工具協会の HP に掲載)	検査用スキャンツールを用いて確認 (認定機器は(一社)日本自動車機械工具協会の HP に掲載)
備考	<p>※3 記録簿に記載する</p>  <p>※4 保安基準が適用される装置に限る</p> <p>※5 整備作業が発生せず、点検だけならば、電子制御装置整備の認証は不要</p>	OBD 検査の通達の適用	OBD 検査の通達の適用

3. 電子車検証の取扱いについて

電子車検証で指定整備を行う際は、必ず「**車検証閲覧アプリ**」を使用してください

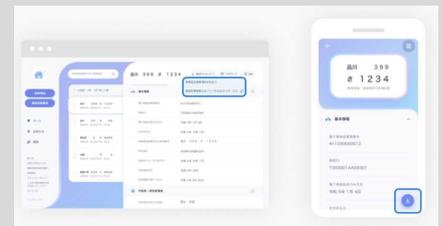
アプリのインストールはこちらから ▶



車検証閲覧アプリ(オンラインモード)を使用し、**電子車検証のICタグ**を読み取る



表示された 車検証情報 又は「**自動車検査証記録事項**」をPDF形式で表示(印刷可)により確認する



注意

電子車検証発行時や更新時に、支局から発行される「自動車検査証記録事項」では指定整備を行うことはできません



4. 電子保安基準適合証の注意点について

○使用者氏名等の漢字が車検証に記載されている通りに入力できない。

第3水準・第4水準の漢字は使用できないため、常用漢字へ置き換えて入力すること。

(常用漢字が不明の場合は、当該漢字のみをカナで入力すること)

例) 濱田 一郎 ⇒ 浜田 一郎 又は
濱田 一郎 又は ハマ田 一郎

○走行距離計表示値が前回車検時より少ない。

今回 15,800km 前回 23,900km の場合

⇒ 電子保適のシステムへの入力時「km 解除」を選択する。

今回 22,000mile 前回 35,000mile の場合

⇒ 電子保適のシステムへの入力時「mile 解除」を選択する。

被けん引自動車及び大型特殊自動車の場合

⇒ 「未設定」を選択する。

○最終検査申請日の入力について

補助機能として、入力している情報を元にした最終検査申請日の計算機能が使える場合があるが、入力した情報に誤りがあった場合、最終検査申請日も誤っている可能性があるため、必ず交付時に確認すること。

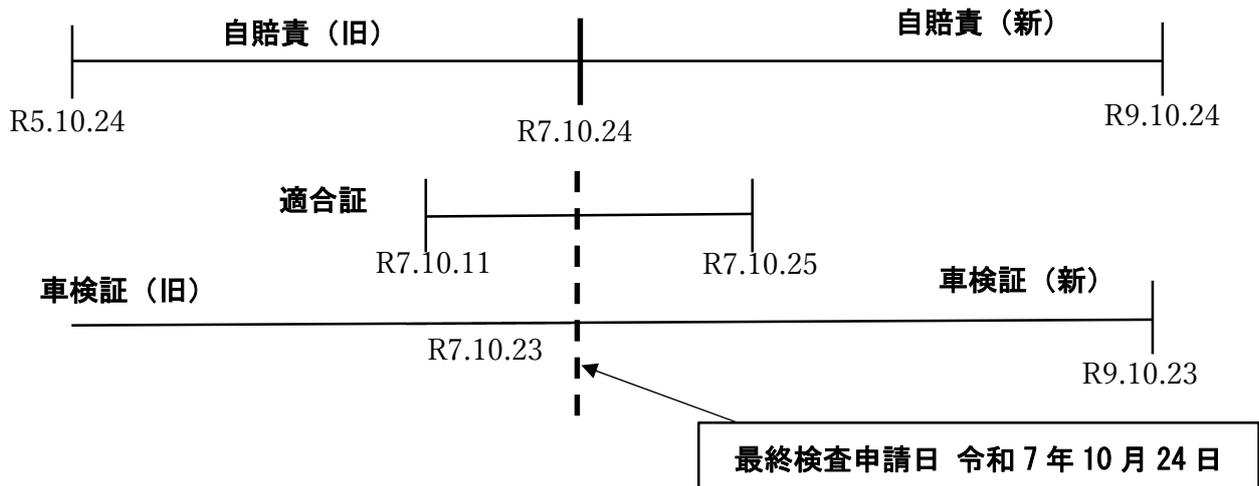
○中古新規の場合

現車提示が不要な車両のみ適合証の交付が可能。
システム上、自賠責保険への加入が必要となる。

5. 最終の検査申請日の取扱いについて

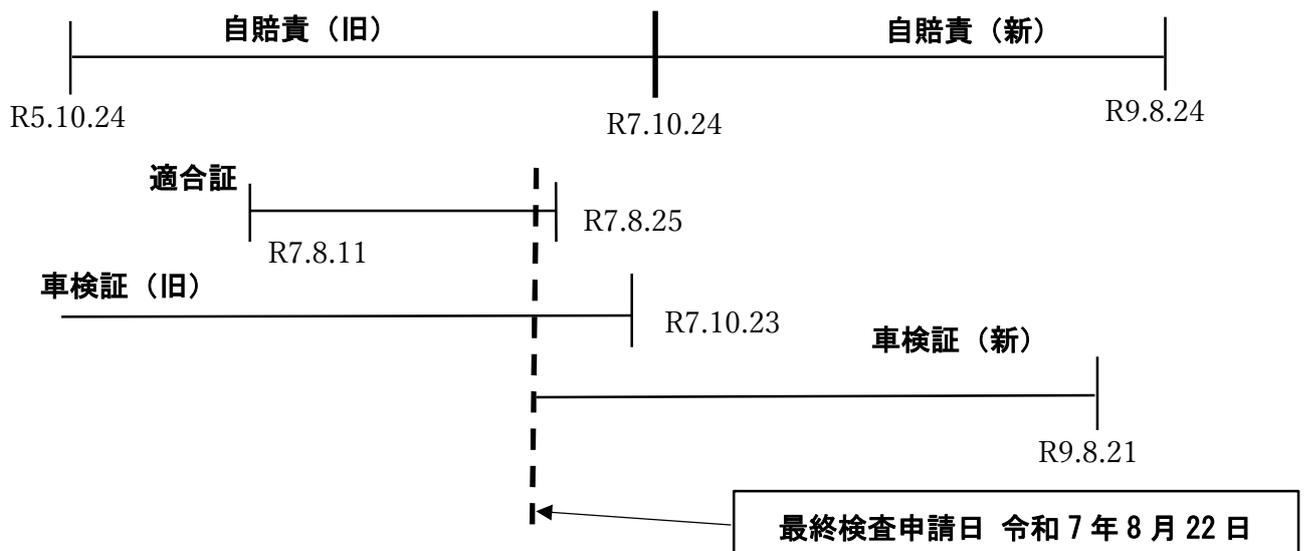
最終の検査申請日を指定することにより、新たに加える自賠責保険が更新されるべき自動車検査証の有効期間の全部と重複しているのであれば保安基準適合証の交付ができる。

例1：自家用乗用者（車検証の有効期限：令和7年10月23日）に適合証を交付する場合



令和7年10月25日に申請すると、車検証の有効期限が令和9年10月24日となり、自賠責が不足する。

例2：自家用乗用者（車検証の有効期限：令和7年10月23日）の有効期限の2ヶ月より前に申請して保険期間を短くする場合



令和7年8月23日に申請すると、車検証の有効期限が令和9年10月23日となり、自賠責が不足する。